

Lesson 7

お金のトラブルに 巻き込まれないために

◆カードはとても便利なものだけど	68
◆多重債務に陥らないために	71
◆「おいしい」話にご用心！	74

学習のポイント

- カードのメリットとデメリットについて理解する
- 消費者金融・ヤミ金融とその金利、多重債務について知る
- さまざまな悪質商法とその特徴を知る
- クーリング・オフ制度を知る

Lesson 7

お金のトラブルに 巻き込まれないために

学習のポイント

- カードのメリットとデメリットについて理解する
- 消費者金融・ヤミ金融とその金利、多重債務について知る
- さまざまな悪質商法とその特徴を知る
- クーリング・オフ制度を知る

1. カードはとても便利なものだけど…

さまざまなカードがある

キャッシュレス時代といわれる現代の暮らしの中では、「カード」はなくてはならないツールの一つになっている。あなたの財布の中にも、何枚かのカードが入っているかもしれない。一口にカードといってもいろいろな種類があるけれど、大きくは、

- ①キャッシュカード
- ②クレジットカード
- ③ICカード（ICカード型電子マネー）
- ④プリペイドカード
- ⑤その他のカード（ポイントカードなど）

に分けることができるだろう。

キャッシュカードは銀行や郵便局などが発行するもので、ATM（自動預金預け払い機）を利用することにより、お金の預け入れや引き出し、振り込みなどができる。クレジットカードは、クレジットカード会社がこれを持ちたい人を審査した上で発行する。これを提示するとお金がなくても買い物や食事などができ、代金は後日、預金や貯金の口座から自動的に引き落とすことによって支払う（決済する）形となる。また、キャッシュカードとクレジットカードの両方の機能を備えたカードも発行されている。

ICカードは、あらかじめ入金した金額などを情報としてICに記録し、買い物の際に店頭の端末などで即時決済するカードのことだ。交通系ICカードをはじめ、多くの場所で利用されている。

プリペイド（pre-paid＝前払い）カードは、先に一定の金額を支払って購入し、その金額の範囲内で、一定の目的のサービスやショッピングなどに利用できるカードのことだ。

このほか、預金や貯金の口座と直結していて、その口座残高の範囲内で、買い物などに使用できるデビットカードもある。

クレジットとは

Lesson 6では、「ローン」について話をしたが、ローンもクレジットも、消費者の信用に基づいてお金を融通する取引だ。ローン (loan) とは、消費者が銀行などからお金を直接借りることをいう。

- 5 これに対して、クレジット (credit) とは、先に商品等を購入して、その代金を後で分割払いなどで支払う取引をいう。多くの場合、クレジット会社という第三者が登場し立て替え払いをするため、契約が少し複雑になる。

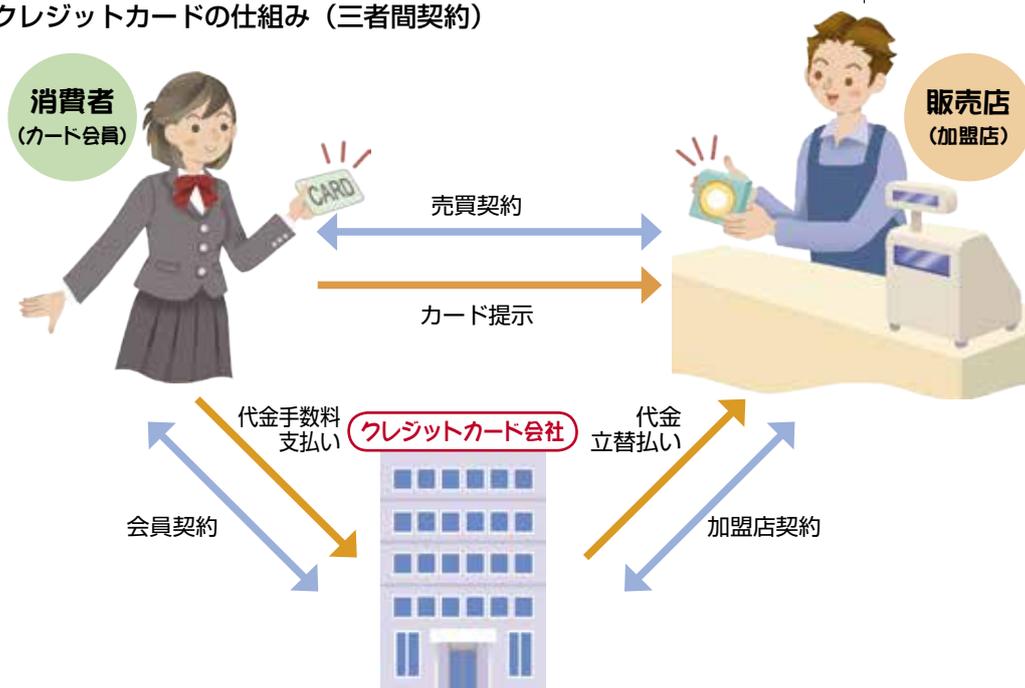
クレジットの利用法には、販売店にクレジットカードを提示して利用するものと、個々の商品の購入ごとに契約書を交わして利用するもの(「ショッピング・クレジット」)がある。このうち、トラブルにつながりやすいのは「ショッピング・クレジット」で悪質商法などにだまされて、高額な商品を購入してしまうというトラブルが後を絶たない。

- 10 クレジットを使って商品などを購入する際には、本当に必要なものなのかどうか十分に考えることが大事、ということは、すでにこのテキストで学んだことだ。

クレジットカードのメリットとデメリット

将来、多くの人がクレジットカードを持つことになるだろう。しかし、カードの使い方を誤って大きな失敗をしてしまう人が少なくない。だから、使う前に、クレジットカードのメリットとデメリットをきちんと知っておこう。

●図1 クレジットカードの仕組み (三者間契約)



●メリット

最大のメリットは、現金を持ち歩く必要がないことだ。現金での買い物は、足りない場合を想定して多めにお金を持っていくことになりがちだが、クレジットカードでのショッピングならそんな気遣いはいらぬ。現金を預金口座から引き出す手間も省け、1回払いの場合、支払いが20～70日ほど猶予される。また、利用額に応じてポイント（景品との交換や新たなショッピングができた）が貯まるサービスがあり、代金の割引、各種の優待を受けられたりする。いいことづくめで、現金での買い物より魅力的に見えるかもしれない。

●デメリット

しかし、いいことばかりではない。次のようなデメリットもある。

- 分割払いやリボルビング払いの場合、手数料がかかる。
- 使いすぎになりがちになる。
- 盗難などにあつて他人に使われてしまう危険がある。

クレジットカードを利用するには年会費が必要になることが多い。さらに、代金の支払方法で「分割払い（3回以上）」や毎月一定額を返済し続ける形の「リボルビング払い」を利用すると、約10～18%の手数料がかかる。

中でも、一番のデメリットは、どうしても使い過ぎになりがちだということだろう。

クレジットカードを作ると、そのカードで利用できる買い物代金や「キャッシング^①」の上限金額が与えられ、その人の収入よりもかなり多い金額で設定されることが多い。だから、上限金額いっぱいショッピングをしてしまうと、1回で返すことが難しくなる。「分割払い」や「リボルビング払い」を併用していると、実際にいくらお金を使っているかを自覚することが難しく、つい使い過ぎてしまう危険性がある。

お金がなくても利用できるという最大のメリットが、そのまま最大のデメリットにつながっている。

このほか、薄くて小さなカードには、紛失したり盗難にあつたりして他の人に使われてしまう危険^②もあるから、落としたり、暗証番号を他人に知られたりしないようしっかり管理することが大切だ。

①キャッシング

カードを使ってATMやCD（キャッシュディスペンサー）から現金を引き出す形で行われる小口の融資。無担保で、資金用途は自由、利用限度額はカードにより決まっている。

②クレジットカードの紛失・盗難

カードを紛失したり盗難にあつたときは、すぐにカード会社に連絡すること。万一、他人に使われて被害にあつた場合は、カードの保険によって補てんされる場合が多いが、簡単にわかる暗証番号（生年月日や自宅の電話番号など）にしていたような場合は、本人の負担になることもある。

2. 多重債務に陥らないために

「消費者金融」って何？

あくまでも仮定の話だけれど、社会人になったあなたがクレジットカードを使い過ぎて、決済のためのお金（預金口座の残高）が足りなくなったらどうするだろう。当然、どこかからお金を持ってきて、引き落とされる前にお金を入

5 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

れておく必要がある。実は、こういうときにどんな行動を取るかが一つの大きな分かれ道になる。

こんなときのお金の用意の仕方の一つに、「お金を借りる」という方法が考えられる。そして、かなり多くの方がこのような理由によって安易に「消費者金融^③」を利用している。借金は銀行などでもすることができるが、お金を貸すかどうかの審査に時間がかかることが多く、しかも確実に貸してもらえとは限らない。

その点、消費者金融はお店に行って借金を申し込むと初めてでも1時間もかからないうちに審査が終わり、よほど信用のない人でなければ、その場でお金を手にすることができる。借金ができる上限金額が設定され、返済がとどこおらない限り、上限金額までならいつでもカード1枚で繰り返し借金ができるようになる。「多重債務^④」と呼ばれる、借金で首が回らなくなる状態の始まりはたいがいこんな感じだ。

消費者金融で借りたお金に使い道の制限はない。借金の担保^⑤を取られるわけでもない。そして、見ず知らずの人間にも比較的簡単にお金を貸してくれる。消費者金融の最大の特徴は、担保を必要としない代わりに金利が高いことだ。こうした会社では、法律上限の年20%くらいの金利を設定していることが多い。

ここで、ちょっと思い出してほしいことがある。預金や貯金の金利のことだ。現在、お金を預ける（これは、銀行にお金を貸すということ）ときの金利は、とても低い。普通預金などは0.001%（2019年7月現在）などという、あるのかわからないかわからないような状態だ。「借りるな」とは言わないけれど、気軽にお金を借りるという行動が、どれくらい自分の財布を傷めるかをきちんと理解しておきたい。



③ 消費者金融

消費者金融とは、一般的にノンバンク（貸金業者）による消費者への小口の無担保融資のことを言う。

④ 多重債務

多重債務とは、複数の消費者金融から借金を重ねて、自分の収入や資産では返済が困難な状態を言う。

⑤ 担保

担保とは、お金を借りる場合に、万一返済できなかった場合の代わりにしてもらえるようにと、貸す人に対して不動産などを差し出すこと。担保には、物による担保（抵当権など）のほか、人による担保（保証人など）がある。



▶ワークシート⑤ お金を借りるときの利息 (計算)

『お金を借りた場合の利息を計算してみよう』

① 30万円を金利18%(年)の元利均等返済で借り入れた。下表の空欄に計算した結果を記入しよう。なお、1円以下の端数は切捨てること。また、1カ月は1年の12分の1として計算すること。(単位:円)

借入金	30万円
月々返済額	1万円
利率(年)	18%

<計算方法>
 月々返済額(A): 毎月10,000円
 利息額(B): 借入金残高(D)×金利(年)÷12
 元金返済額(C): 月々返済額(A)−利息額(B)
 借入金残高(D): 前借入金残高−元金返済額(C)
 第1回
 返済額: 10,000円(A)
 利息額: (D)×金利(年)÷12=(B)より、
 300,000円×18%÷12=4,500円(B)
 元金返済額: (A)−(B)=(C)より
 10,000円−4,500円=5,500円(C)
 借入金残高: 前借入金残高−(C)より
 300,000円−5,500円=294,500円

回	月々返済額 (A)	利息額 (B)	元金返済額 (C)	借入金残高 (D)
1	10,000	4,500	5,500	300,000
2				294,500
3				
4				
5	10,000	4,162	5,838	271,660
6	10,000	4,074	5,926	265,734
7	10,000	3,986	6,014	259,720
8	10,000	3,895	6,105	253,615
9	10,000	3,804	6,196	247,419
10	10,000	3,711	6,289	241,130
11	10,000	3,616	6,384	234,746
12	10,000	3,521	6,479	228,267
13	10,000	3,424	6,576	221,691
14	10,000	3,325	6,675	215,016
15	10,000	3,225	6,775	208,241
16	10,000	3,123	6,877	201,364
17	10,000	3,020	6,980	194,384
18	10,000	2,915	7,085	187,299
19	10,000	2,809	7,191	180,108
20	10,000	2,701	7,299	172,809
21	10,000	2,592	7,408	165,401
22	10,000	2,481	7,519	157,882
23	10,000	2,368	7,632	150,250
24	10,000	2,253	7,747	142,503
25	10,000	2,137	7,863	134,640
26	10,000	2,019	7,981	126,659
27	10,000	1,899	8,101	118,558
28	10,000	1,778	8,222	110,336
29	10,000	1,655	8,345	101,991
30	10,000	1,529	8,471	93,520
31	10,000	1,402	8,598	84,922
32	10,000	1,273	8,727	76,195
33	10,000	1,142	8,858	67,337
34	10,000	1,010	8,990	58,347
35	10,000	875	9,125	49,222
36	10,000	738	9,262	39,960
37	10,000	599	9,401	30,559
38	10,000	458	9,542	21,017
39	10,000	315	9,685	11,332
40	10,000	169	9,831	1,501
41	1,523	22	1,501	0
合計			300,000	—

② 右の空欄に記入したら、毎月の支払金額に占める元金と利息の割合の変化について、テキストP.65の表で確認してみよう。

③ 計算した結果、どういうことがわかるかを記入してみよう。

.....

.....

.....

ヤミ金融と多重債務

そして、上には上がある。もちろん法律違反なのだが、法律の上限金利をはるかに超えた金利でお金を貸す金融業者も存在し、「ヤミ金融」と呼ばれている。違法であることは承知の上で「ともかく貸す」ことが目的だから、借りるのはとても簡単だ。いくつもの消費者金融などを利用してお金を返せなくなった人(多重債務者)や「自己破産」(図2参照)した人、それにもともと銀行などからお金を借りにくい学生や主婦などがターゲットになる。

多くは10万円以下の少額を貸し付けて1週間とか10日での返済という形で、その間に借りた金額の3割(30%)・4割(40%)……といった異様に高い利息がついてしまう。例えば、「10日で3割」を年利率に直すと1095%^⑥というとてもない高率になる。10万円借りたら、1ヵ月後に19万円、半年後に64万円、1年後には119万5千円になってしまうのだ。もっと高いケースもある。そして、約束どおり返済している間はお客様として接してもらえるが、返済がとどこおると態度が豹変し、本人はもちろ家族などの身内に対する強引な取り立てが始まる。中には、この取り立てを苦しに自殺する人まで出ている。

⑥ 年利率換算

「10日で3割」を、1年(365日)の利率に換算すると、365日÷10日×30%=1095%となる。このほか、「10日で5割」(年利率1825%)、「1日1割」(年利率3650%)などというヤミ金融もある。



ヤミ金融からは絶対に借りてはいけないのだが、もし万一このような状態に陥ったら、弁護士^⑦や警察に相談するなどして早くそのような状態から抜け出すことが大切だ。ヤミ金融の問題に限らず、多重債務などの状態に陥って返済が不可能になったようなときには、図2のような対処方法がある。

⑦ 弁護士会

弁護士会は、弁護士で組織する団体で、全国に52ある（東京都に三つ、北海道に四つ、府県に各一つずつ）。弁護士となる資格を有する人が弁護士業務を行おうとするときは、必ずいずれかの弁護士会に所属しなければならない。

● 図2 多重債務の対処方法

裁判所を利用する方法



裁判所の決定によって解決

自己破産

裁判所に破産の申し立てを行い、破産宣告を受けたあと、免責申し立てをして免責決定を受けると借金が免除される。自己破産することによる社会的影響としては、

- ・官報に住所や氏名が掲載される。
- ・信用情報機関のデータファイルに記録される。
- ・戸籍には載らない。
- ・選挙権や被選挙権などの公民権を失うことはない。
- ・弁護士や税理士などに就けない。ただし、免責が確定すると同時に復権するので資格制限はなくなる。
- ・住宅ローンは利用できない。
- ・クレジットカードは作れない。

個人再生

裁判所に再生手続きを申請し、原則3年間の再生計画を立て、裁判所がこの計画を認めた上で計画どおりに返済すれば、残りは免除される。

裁判所を利用しない方法



話し合いによって解決

特定調停

裁判所に調停（仲介）を申し立て、調停の場で業者と話し合い、返済額や返済方法を決める。

任意整理

弁護士などを通じて業者と話し合い、利息制限法に基づいて返済額や返済方法を決める。



⑧ 未成年者の契約取消権
 未成年者が契約する場合は、親など親権者の同意が必要で、同意のない契約は原則として取り消すことができる。ただし、契約時は19歳でも、20歳になって支払いをしたらすると、追認したとみなされ契約取り消しができないこともある。

3. 「おいしい」話にご用心！

さまざまな「悪質商法」がある

人は、「何かを買いたい」、「遊びたい」という気持ちが高まって、そのためのお金が欲しくなるから「借金」をするのだが、世の中には、「お金を借りる」ことのほかにもいろいろな誘惑がある。そして、その誘惑の中には「お金がも
 うかる」「格安で高価な品物が手に入る」「トクをする」「資格が取れる」などをうたい文句にする、さまざまな悪質商法がある。このうち、主に若い人をターゲットとするものについて、少し見てみよう（表1）。

駅前や繁華街などで「アンケートに答えてもらっただけ」「無料サービスを」「ちょっと見るだけ」などと声をかけて、お店やビルの中の事務所に誘い込み、高額な化粧品セットの購入やエステサービスなどの「契約」をさせるのが「キャッチセールス」だ。数時間にもわたってしつこく威圧的な勧誘が続くことが多く、疲れで判断力が失われて契約書にサインしてしまうといったケースが多い。強引に契約させるケースもあるので、極力関わらないようにしよう。また、契約すると、それを守る義務が発生し、一方的に契約をとりやめることができない⑧。契約は慎重に進め、その場で決めないことが重要だ。もし断り切れずに契約してしまうと、後々支払いに困ることになるので注意が必要だ。

●表1 悪質商法のいろいろ

ワンクリック詐欺……クリックしただけでいきなり料金請求が！

インターネットを利用中にウェブサイトでの年齢認証のクリックを求められ、一方的に会員登録されて、高額な会費を請求されるケースがあります。多くの場合、それだけで契約成立とは考えられないため、慌てて支払わずに消費者ホットライン（188）などへ相談しましょう。

サクラサイト商法……有名人とメール交換したつもりが！

業者に雇われた“サクラ”が芸能人、社長、占い師などになりすましてサイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトのこと。このような“サクラサイト”でお金を支払ってしまったという相談が後を絶ちません。

登録トラブル……懸賞サイトへの登録が出会い系サイトへの登録に！

「スマートフォンで懸賞サイトに登録したら『30万円当たった』という内容のメールが届いたので接続すると、頻りに広告メールが届くようになった。しつこく送られてくるので、一度登録すれば届かなくなると思い『登録無料』の表示アドレスから名前や電話番号を登録した。しかし、後になって懸賞サイトとはまったく関係のない、有料の出会い系サイトの登録だったことがわかった」このような方法で、不当な請求を受けるケースが発生しています。送信元が特定できないメールにはサイトへのリンク（URL）などがあってもアクセスしないことが重要です。

タレント、モデル契約トラブル……自ら取った連絡でトラブルに！

「芸能事務所のオーディションに合格し、事務所と契約したところ、芸能スクールに通うための高額な入学金や月謝を要求された」等、10代から20代の女性を中心にタレント・モデル契約関連のさまざまなトラブルが発生しています。スマートフォン等で見つけたオーディション、SNSに書き込まれたタレント事務所の募集広告に申し込むなど、自ら連絡をとったことがきっかけでトラブルに遭うケースがあります。

アポイントメントセールス……電話で誘い出される！

SNS等で知り合った相手から突然電話で誘われ、イベント会場等で高額な宝石などを契約させられてしまう商法です。恋愛感情を巧みに利用することも多いため「デート商法」とも呼ばれています。好意を持った相手に嫌われたくないという思いから契約してしまうことが多いようです。

**キャッチセールス……モデルのスカウトと思ったら！**

街頭で、突然「デザインしたネックレスのイメージに合うモデルを探している」と声をかけられ近くの喫茶店についていったが、実際はネックレスの購入契約の勧誘だった……。駅や繁華街の路上で消費者を呼び止め、喫茶店や営業所に連れ込んで商品やサービスを契約させる商法をキャッチセールスといい、若者が被害にあうケースが多くなっています。

マルチ商法……利益が得られると思ったら！

友人に呼び出され、「商品を販売するネットワークビジネスで高収入になる。3人契約すれば、あとは次々と会員が増え、儲かるから」と勧められ、総額60万円のクレジット契約を結び商品を購入したが、商品は売れず、人間関係もこわれ、ローンの支払いもできない。人間関係を巧みに利用したマルチ商法の例です。勧誘時の成功話とは違い、思うように入会者を得られず、売れない商品を抱えることが多いようです。

**資格取得商法……過去の契約が残っていると連絡が！**

突然電話があり、「過去に購入した教材の講座は、資格取得していないのでまだ修了していない。続けるかやめるか決めて欲しい」と言われた。「やめる」と回答したら、「抹消料として48万円必要になる」というので、「お金がかかるなら何もしなくていい」と断ったのに、翌日新しい教材と契約書が届いた。このような二次的な被害も多くなっています。

個人情報の漏えい……アンケートに回答したら！

覚えのない有料サイト利用料の支払いや借金の返済などを求める「架空請求」などは、何らかの名簿を利用した詐欺であり、個人情報を悪用された典型的な例の一つです。アンケートに記入した個人情報などが、その目的以外に無断で利用されるといった例も数多く確認されています。

※消費生活センター

「消費生活センター」は、商品やサービスなどの苦情や問合せ、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けている。悪質商法などの被害に遭ったときは、相談するとよい。名称は消費生活センターのほか、消費生活支援センター、消費生活総合センター、消費者センターなどいろいろだが、全国の都道府県やおもな市町村に設置されている。

●詳細は、国民生活センターのホームページから確認できる。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

●日本全国の最寄りの消費生活相談窓口を紹介してくれる。

消費者ホットライン
(局番なし) **188**

⑨ 取り消しできる期間

消費者契約法により、契約を取り消しできる期間は、誤認に気付いたとき、困惑から脱したときから6カ月以内（契約のときから5年を過ぎたらできなくなる）。

契約とクーリング・オフ

いったん契約をしたら、その契約内容を履行する義務（契約の拘束力）が生まれるから、一方的に契約をとりやめることはできない。しかし、どう考えても商品やサービスを買う側にとって不利な契約もある。そこである種の取引については、契約を結んだ後の一定期間（8～20日間）、その契約を自由に解消することができる「クーリング・オフ」（cooling-off＝頭を冷やして考え直す・やめる）という制度がある。

契約を結んだ後、「失敗だった」とか「どうもおかしい」と思ったら、契約書を確認して、契約相手に対してクーリング・オフを、書面で申し出る。相手がこれを妨害した場合、期限を過ぎてもクーリング・オフが可能だ。

クーリング・オフ以外でも、悪質な勧誘行為などによって契約をしてしまった場合には、契約を取り消すことができる。例えば、「消費者契約法」という法律では、一定の場合に消費者に契約の取消権を与えている。販売員からうその説明をされたり、「絶対もうかりますよ」などと勧誘されたら、正しい判断ができないだろう。こうした「誤認」させる勧誘行為によって契約をした場合には、契約を取り消すことができる。また、訪問販売で「いらないから、帰って」と言っているのに、出て行かなかったり、「買わないので帰りたい」と言っているのに、営業所から出してくれないなど契約するしかないという状況になってしまうかもしれない。こうした「困惑」させる勧誘行為によって契約した場合にも、その契約を取り消すことができる^⑨。

● 図3 クーリング・オフを利用する場合

〈クーリング・オフの期間〉

訪問販売 ^{※1}	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務 ^{※2}	8日間
業務提供誘引販売 ^{※3}	20日間

※1：キャッチセールス、アポイントメントセールスなど

※2：エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室など

※3：内職商法、モニター商法など

〈クーリング・オフ書面の書き方〉

- 1 左記期間内に通知。
- 2 ハガキの両面をコピーし、控えを大切に保管。
- 3 「特定記録」「簡易書留」で送付。
- 4 支払った全額を返金。
(商品引取料金は業者負担)

記載例：販売業者あて

私は貴社と次の契約をしましたが、解除します。つきましては、支払い済みの〇〇円は返金してください。

なお、商品も早急に引き取ってください。

契約年月日 ○年○月○日

商品名

契約金額

販売者 ○〇会社 □ 営業所 担当者△

氏名

〒住所

○年○月○日

注意!!身近にあるトラブル

COLUMN

COLUMN 注意!!身近にあるトラブル

学生が考えておきたいお金に関するトラブルと事例をまとめました。

事例1

投資のトラブル

A君は、大学の同級生から「投資サークルに参加しないか、参加すれば著名人の講演を聞くことができる」と誘いを受けた。サークルに行ってみると「高い確率でもうかる」などと未公開株を購入するように勧誘され、そのまま消費者金融に連れていかれた。使用目的や収入など、うそをついて借金をするよう指示され、未公開株を購入した。また、他の同級生を誘うためのマニュアルをもらった。その後、未公開株発行会社の企業名は教えてもらえないし、書類は何ももらっていない。本当に投資しているのか不安だ。早く解約したい。

同級生やクラブ活動の先輩、後輩などの人間関係を利用して断りにくい状況を利用し、学生ローンや消費者金融で借金をさせられるケースがみられる。まず何より、「甘いもうけ話は疑ってみる」ことが重要だ。相手が知り合いでも、必要のない契約、理解できない話、儲けに見合ったリスクの説明がない商品などはきっぱりと断ろう。



事例2

自転車事故による高額賠償責任

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害が残り、賠償責任を負うことになった。（東京地方裁判所、2008年6月5日判決）
一般社団法人日本損害保険協会（自転車事故と保険）HPより

※判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（概算額）

判決認容額
9,266万円超

自転車だから大丈夫。事故を起こしても大事にならない……。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながる。自転車は運転免許が要らず、通学に使用している人も多いが、道路交通法上、車両の一種（軽車両）である。法令違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われる。また、相手に怪我を負わせた場合、ケースによっては数千万円の賠償金を支払わなくてはならない。賠償責任は未成年といえども免れることはできない。自転車を取り巻く事故のリスクについてもしっかり考えてみよう。


注意!! 身近にあるトラブル
COLUMN

COLUMN 注意!! 身近にあるトラブル

事例3
賃貸住宅のトラブル

築16年の賃貸アパートから、就職を機に退去することになった。アパートは不動産会社で契約し、入居時に敷金9万円を支払っていた。退去時の立会いで不動産会社から壁の汚れや床のキズを指摘された。契約書には原状回復で引き渡しをする旨が記載されていることから、後日、クリーニングに敷金だけでは足りないとして追加の請求書が届いた。請求書の内容や金額に納得がいかない。

アパートやマンションを退去する際の原状回復義務とは、新築で借りたら新築のようにきれいにして返すということではない。借主に責任がない、借りた人が常識的な使用方法で生活をした際に生じる汚れや破損（自然消耗、経年劣化）については、基本的には原状回復義務はないとされている。納得のいかない請求を受けた際は、まずは契約書を確認しよう。特別な取り決めがなければクリーニング代を支払う必要はないかもしれない。契約の内容を詳細に確認し、安易に泣き寝入りをせずに交渉することが重要だ。

事例4
オンラインゲームの課金トラブル

最初はスマホの無料オンラインゲームで遊んでいた。ただ、途中からゲーム内の有料アイテムが欲しくなり、親のクレジットカード番号を入力（課金）して遊んだ。その後、カード会社から請求があった。想定以上に高額な金額であったため、困っている。

スマートフォンなどを使って遊ぶオンラインゲームは登録時に無料であることが多く、「無料オンラインゲーム」などと表示されている。しかし、無料なのはアプリのダウンロードや初回のみで、ゲームを続けると課金されたり、有料アイテムの購入を求められるケースも多い。1回の課金は少額でも、何度も課金を繰り返し、請求金額が膨らむケースも多くみられる。未成年者が契約した場合、後から取り消すことができる可能性もあるが、事前の本人確認で虚偽の年齢を通知したり、親の同意を得ていると偽ったりした場合には取り消せないこともある。高額な請求を受けた際は一人で抱え込まず、両親や周りの人に相談しよう。